

大田市告示第9号

大田市胃内視鏡検診運営委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年2月13日

大田市長 楫野弘和

大田市胃内視鏡検診運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 大田市が実施する胃内視鏡検診（以下「検診」という。）の円滑な運営と精度管理の向上を図るため、大田市胃内視鏡検診運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 運営委員会は必要に応じ、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 検診の実施方法に関する事。
- (2) 検診技術の標準化及び向上に関する事。
- (3) 検診結果の集計・評価に関する事。
- (4) その他、必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 大田市検診受託医療機関
- (2) 大田市医師会員
- (3) 県央保健所の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 運営委員会は、健康増進課長が招集する。

- 2 運営委員会は、年1回開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月13日から施行し、令和6年2月1日から適用する。